



(主税局ホームページ)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



あなた と 都税

12月号

2019
(令和元年)
第600号

今月の特集は
東京都税制調査会が取り上げた
「デジタル課税」とは



12月は固定資産税・都市計画税の納期です(23区内)

第3期分を12月27日(金)までにお納めください

●ご利用になれる納付方法

- ①金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替 (振替日は12月27日(金)です。前日までに振替税額のご入金をお願いいたします。Web口座振替申込受付サイトでは12月10日(火)まで口座振替の申込みが可能です。)
- ③コンビニエンスストア
- ④金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
- ⑤クレジットカード (インターネットを利用した専用サイト)

東京都税制調査会

東京都税制調査会(会長:池上岳彦・立教大学経済学部教授)は、時代の変化に対応した税制度のあり方などについて答申を取りまとめました。写真(左)は、10月31日、東京都税制調査会答申を池上会長が小池知事に手交している様子。

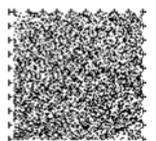
都税の納付方法

検索

都税の情報発信中!

Twitter アカウント
@tocho_syuzei

Facebook アカウント
東京都主税局



お問い合わせ先: 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

教えて!

特集

タク ちゃん

東京都税制調査会が取り上げた「デジタル課税」とは

今年度の東京都税制調査会では、時代の変化に対応した税制度のあり方について様々な議論が行われました。その中でも、デジタル課税について、タクちゃんたちと一緒に学んでみませんか？

デジタル課税ってなに？

ノンちゃん タクちゃん、今年度の東京都税制調査会の答申を読んだわ。デジタル課税についていろいろ書いてあったのが印象的だったけれど、正直私にはちょっと難しかったわ。

タクちゃん 最初はそう感じるかもしれないけど、基本を押さえればそれほど難しい話ではないよ。

ノンちゃん そもそもデジタル課税って新しい税金なの？あと、答申では国際的な課税ルールの話も出てたけど、デジタル課税とどういう関係があるのかしら。

タクちゃん オーケー。最初から順を追って説明するね。

デジタル課税は法人税の問題

タクちゃん ノンちゃん、企業が納めている代表的な税金は何かな？

ノンちゃん 法人税かしら。企業が税務署に納める国税よね。

タクちゃん そうだね。法人税は企業がモノやサービスを売ったりして稼いだ利益にかかる税金なんだ。そこでちょっと考えてほしいんだけど、日本でモノやサービス売って利益を上げているのに、日本にその会社が存在しなかったら法人税はかかる、それともかからない？

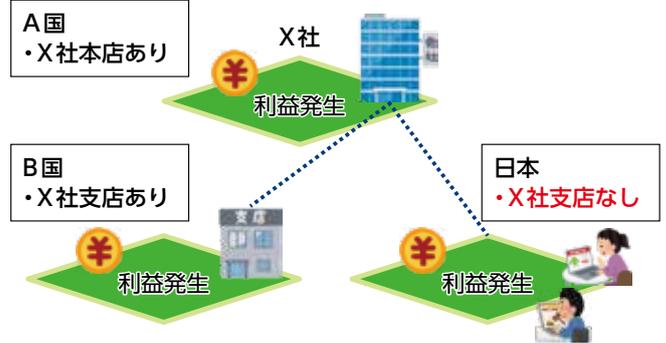
ノンちゃん その問題に答える前にタクちゃん、会社がないのにモノやサービス売ってどうということ？

法人税の国際的な課税ルール

タクちゃん それがまさにデジタル課税の議論の発端になっているインターネット上での商品やサービスの提供ということなんだ。現在の国際課税のルールで、今の問題の中で出した事例がどう扱われるか一緒に見ていこう。

ノンちゃん 私、話についていけないかしら…

タクちゃん 大丈夫！まず、右上の図を見てみて。これは、とあるIT企業のX社が、どこで事業活動をしているかを示した図さ。



タクちゃん X社は、国際的なIT企業で、A国に本店を持ち、インターネットを通じてB国と日本で事業活動をしているんだ。ここでノンちゃんにまた問題！X社が法人税を納めている国はどこでしょう？

ノンちゃん 当然事業活動をして利益を上げている、A国、B国、そして日本、全部の国に納めているんでしょ？

タクちゃん 残念！実はA国とB国だけに法人税を納めているんだ。

ノンちゃん えっ、なんで日本には税金を納めないの？

タクちゃん 実は、現在の法人税の国際的な課税ルールでは、支店や工場などの「物理的な拠点」がない国では、企業に法人税を課税できないことになっているんだ。今回の事例だと、支店等がない日本にはX社は法人税を納めていないということだね。

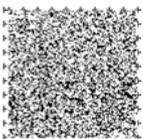
デジタル課税と地方法人課税

ノンちゃん つまり、デジタル課税っていうのは、そのルールを見直して、支店等がなくても法人税を課税できるようにするっていうこと？日本で事業活動をして利益を上げているのに日本に法人税を納めないのはおかしいものね。

タクちゃん そのとおり！経済のデジタル化が進んで、世界各国で今のルールを見直そうという声が高まっているんだ。そして、デジタル課税の議論は地方税である法人事業税や法人住民税にも影響するから、東京都税制調査会が今年度のテーマに取り上げたということなんだ。

ノンちゃん なるほどね。国際的なデジタル課税の議論を地方の立場から取り上げたというのは面白いわね。もう一度、今年度の答申でどんな提言がなされているか読んでみるわ。

デジタル課税、所得課税、環境関連税制について提言した答申本文は、こちらからご覧になれます。

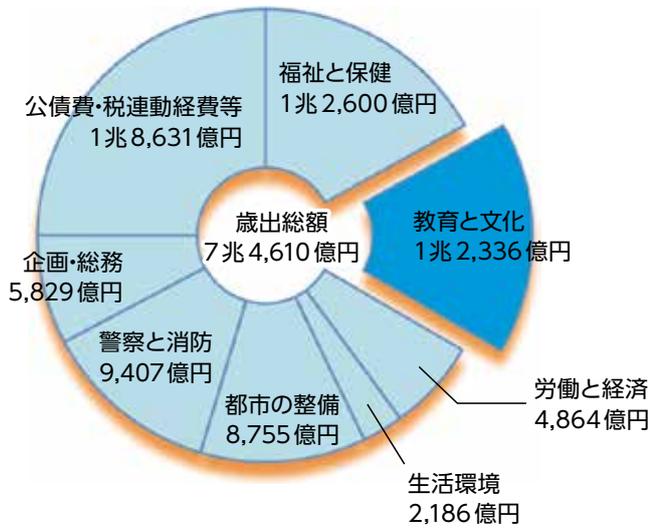


都 税 の ゆ く え

令和元年度の東京都予算7兆4,610億円のうち、約16.5%にあたる1兆2,336億円が教育費などの「教育と文化」に活用されています。

みなさまに納めていただいている税金が、教育・文化分野でどのように使われているのか、その一部を紹介します。

令和元年度一般会計予算



(注) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。



グローバルに活躍する人材を育成

東京都教育委員会では、北米地域やオセアニア地域での留学にチャレンジする都立高校生等を支援する「次世代リーダー育成道場」を実施しています。このプログラムは、日本での事前研修と約11か月にわたる留学を通して、将来、様々な分野で活躍し、日本や東京の未来を担う次世代の人材を育成することが目的です。帰国後の調査では、修了生の9割以上が自身の英語力のみならずコミュニケーション能力等の飛躍的な向上を実感しています。



教育活動を支えるための環境整備



都立学校の体育館等について、順次工事を行い、原則として令和元年度から3年間で、全体育館への空調の設置を目指します。

また、特別教室のうち、普通教室では代替することができない理科系実験室、美術室、工芸室、調理室及び被服室について、計画的に空調設置を進め、夏季における教育環境の改善を図っています。

12月は「オール東京滞納 STOP 強化月間」です！

～東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施します！～



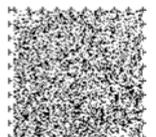
都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報・催告による納税推進、差押え・タイヤロック等の滞納処分や捜索など、多様な徴収対策に取り組んでいます。納期内納税にご協力をお願いいたします。

主税局徴収部個人都民税対策課 ☎03-5388-3039

【納税のご相談窓口】

税金の種類	23区内	多摩・島しょ地域
個人住民税	各区役所	各市役所・町村役場
個人事業税	各都税事務所・各支庁(島しょ地域)	
固定資産税 都市計画税	各都税事務所	各市役所・町村役場
自動車税種別割	各都税事務所・各支庁(島しょ地域)	
軽自動車税種別割	各区役所	各市役所・町村役場

(注) 令和元年10月1日から自動車税は「自動車税種別割」に、軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称が変更されました。



東京2020大会後のレガシー を見据えた取組

東京2020大会は、共生社会の担い手となる子供たちにとって非常に貴重な体験です。そのため、都内の全公立学校において、特に以下の3つの資質の育成を目的として、東京都オリンピック・パラリンピック教育を展開しています。

ボランティアマインド

各学校が取り組んできた社会奉仕の精神を養う取組を充実・拡充させ、子供たちのボランティアマインドを育むとともに、自尊感情を高めていくために、発達段階に応じてボランティア活動を計画的・継続的に行っています。

障害者理解

特別支援学校の児童・生徒との交流等により、児童・生徒の障害者理解をさらに促進するとともに、他者との相互理解を促進します。

また、パラリンピアン等のアスリートの学校派遣等を行い、今後のパラスポーツの振興に貢献します。

豊かな国際感覚

世界中の国や地域の言語、文化、歴史等の学習を更に推進するとともに、留学生や大使館等との交流を一層促進し、世界各国の方々とのコミュニケーション機会の創出を図ります。

このような取組により、子供たち一人一人に、人生の糧となる掛け替えのないレガシーを残していきます。



被災地等と連携したパラスポーツ体験交流

★ ご案内

年末年始における窓口業務

都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での都税の申告・納税・証明等の事務の取り扱いは、年末は12月27日(金)まで、年始は1月6日(月)からとなります。

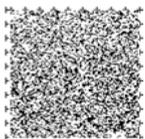
12月28日(土)から1月5日(日)までの間に申告書・申請書を提出する場合は、都税事務所・都税支所などに設置している「申告書等受箱」をご利用ください。

☎ 所管する都税事務所

📣 お知らせ

固定資産税・都市計画税納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続きはお済みですか？(23区内)

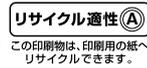
住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先は変更されません。



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。
「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



※紙パック配合率20%再生紙使用
石油系潤滑剤を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

てください。

減額の年度：改修工事完了年の翌年度分

減額の額：居住部分で、住宅1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1(改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2)を減額(賃貸部分は対象外)

小規模非住宅用地減免の申請は12月27日(金)まで！

未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに固定資産税・都市計画税の減免手続きのご案内を送付しております。なお、既に減免を受けられている方については、新たに申請は不要です。

☎ 土地が所在する区にある都税事務所

●編集後記

おかげさまで第600号まで発行することができました。これからも、身近でわかりやすい「あなたと都税」を目指してまいりますので、引き続きのご愛読をお願いいたします。(Y)



東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(30)79 令和元年12月1日発行